

議案第 86 号

亀山市職員定数条例の一部改正について

亀山市職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 11 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例

亀山市職員定数条例（平成17年亀山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局、議会、監査委員及び教育委員会の事務局、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関並びに消防機関に勤務する」を「本市に常時勤務する」に改める。

第2条第1項第2号中「434人」を「337人」に改め、同項第3号を次のとおり改める。

（3）地方公営企業の職員

ア 水道事業（工業用水道事業を含む。） 19人

イ 病院事業 100人

第2条第1項第8号中「40人」を「37人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。